

○財務省告示第三百四十六号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年九月十七日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年十月二十三日

財務大臣 藤井 裕久

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債	第二回	三億円	九十七円
（物価連動）	第三回	十二億円	九十二円五十八銭
十年	第五回	百億円	九十二円七十四銭
〃	第六回	五億円	九十二円三十五銭
〃	〃	八億円	九十二円八十五銭
〃	〃	十五億円	九十二円四十四銭
〃	〃	十五億円	九十二円四十九銭
〃	〃	三億円	九十二円五十五銭
〃	〃	十五億円	九十二円五十八銭
〃	〃	十六億円	九十二円五十九銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第十四回	第十三回	〃	〃	第十二回	第十一回	〃	〃	〃	第十回	第九回	〃	〃	第八回	〃	〃	〃
二十億円	八十億円	三億円	四億円	五億円	八億円	四億円	四十億円	七十億円	十億円	一億円	十二億円	五億円	一億円	七十三億円	三十四億円	十億円
九十二円十銭	九十三円五銭	九十二円六十銭	九十二円四十五銭	九十二円四十四銭	九十二円八十九銭	九十二円八十三銭	九十二円七十二銭	九十二円七十銭	九十二円六十八銭	九十三円	九十二円四十八銭	九十二円三十六銭	九十二円三十五銭	九十二円七十銭	九十二円六十九銭	九十二円六十銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	計	第十六回	〃	〃	〃	〃	第十五回	〃	〃	〃	〃
一千百四億円	九十六億円	百億円	九億円	二億円	五十億円	二十億円	二億円	六十七億円	百五億円	五十億円	二十一億円
	九十二円五十五銭	九十二円五十銭	九十三円五十銭	九十三円四十五銭	九十三円四十銭	九十三円三十九銭	九十三円三十五銭	九十二円二十六銭	九十二円二十四銭	九十二円十六銭	九十二円十五銭